

岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託
プロポーザル公募要領

令和6年2月26日
岐 阜 県
農政部農村振興課

第1	趣旨・目的	1
第2	募集の内容	1
1	業務委託名	
2	業務委託内容	
3	業務委託期間	
4	委託予定価格	
第3	プロポーザルに係る事項	1
1	参加者要件	
2	企画提案書の作成	
3	応募の手続き等	
第4	評価に関する事項	5
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の決定	
5	選定結果の通知及び公表	
第5	契約についての留意事項	6
第6	業務の適正な実施に関する事項	6
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	その他	7
第9	問い合わせ先	7
別表	評価項目及び評価基準	8

岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託 プロポーザル公募要領

○留意事項

本委託業務に関する予算は現在、令和6年度岐阜県一般会計予算の策定途中であり、令和6年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合であっても、岐阜県はその損害について一切負担しません。

第1 趣旨・目的

本業務は、棚田などの美しい景観や伝統文化、これらを活かした農林漁業体験など、岐阜県の農村の魅力在国内外へ広く情報発信するため、動画及びガイドブックを作成するとともに、観光情報誌やSNSなどを活用し、効果的な情報の拡散を実施するものです。

本事業は、プロポーザル（企画提案）方式により委託先を選定することとし、この公募要領は委託業務の内容、プロポーザルに当たっての参加要件及び選定手続きを定めたものです。

第2 募集の内容

1 業務委託名

岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託

2 業務委託内容

別紙「岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

4 委託予定価格

上限額：17,534,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

なお、単独法人等にあつては、下記（1）から（9）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員が（4）及び（9）を満たし、かつ、代表構成員を含む全ての構成員が（1）から（3）及び（5）から（8）を満たす必要があるものとします。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（2）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（3）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる公正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）
- (4) 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
 - (5) 評価会議の日において、県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
 - (6) 県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日において受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
 - (9) 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式 1 に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本産業規格 A 4 判（一部 A 3 判資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 事業実施方針
- (2) 仕様書の「第 4 業務内容」に関する企画の提案
- (3) 効果的に行うための年間スケジュール
- (4) 事業実施の能力
 - 過去に本事業に類似、関連した実績やノウハウの概要を記載してください。なお、概要が分かる資料（報告書等）があれば添付してください。
- (5) 事業実施体制
 - 委託業務実施にあたり、委託業務に携わる者のほか、業務に関連する全ての事業者等の関係が分かるように記載してください。
- (6) 事業費の妥当性
- (7) SDGs への取組み

3 応募の手続き等

(1) スケジュール

- ア 公募要領等の公表・配布 : 令和 6 年 2 月 26 日(月)～3 月 18 日(月)
- イ 公募要領に関する質問受付 : 令和 6 年 2 月 26 日(月)～3 月 11 日(月)
- ウ プロポーザル参加申込受付 : 令和 6 年 2 月 26 日(月)～3 月 18 日(月)
- エ 企画提案書受付 : 令和 6 年 2 月 26 日(月)～3 月 26 日(火)
- オ プロポーザル評価会議 : 令和 6 年 4 月 8 日(月) 予定
- カ 選定結果の公表 : 令和 6 年 4 月中旬

(2) 公募要領等の配布

- ア 配布期間 令和 6 年 2 月 26 日(月)～3 月 18 日(月)

午前9時00分～午後5時00分（土日祝日を除く）

- イ 配布場所 岐阜県農政部農村振興課農村企画係
（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号）

※公募要領等は、以下のページに掲載します。

岐阜県庁ホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>）>県政情報>入札・公売>入札公告（WTO案件以外）>公募型プロポーザル

（3）公募要領等に係る質問受付

- ア 受付期間 令和6年2月26日（月）～3月11日（月）午後5時15分まで

- イ 提出方法

質問は（別紙1）の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。

※提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

※電子メールの場合は、件名を『岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託』として送信してください。

- ウ 提出先

岐阜県農政部農村振興課 農村企画係

T E L : 058-272-1111（内線4176）

F A X : 058-278-2698

電子メールアドレス：c11427@pref.gifu.lg.jp

- エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

岐阜県庁ホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>）>県政情報>入札・公売>入札公告（WTO案件以外）>公募型プロポーザル

（4）参加申込受付

- ア 受付期間 令和6年2月26日（月）～3月18日（月）午後5時15分（必着）

- イ 提出書類

①参加申込書（別紙2）

②共同体構成員届出書（別紙2-2（該当する場合のみ））

③共同体協定書（別紙2-3（該当する場合のみ））

④共同体委任状（別紙2-4（該当する場合のみ））

- ウ 提出方法

参加希望者は、「提出書類」を、農村振興課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」または「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（5）企画提案書受付

- ア 受付期間 令和6年2月26日（月）～3月26日（火）午後5時15分（必着）

- イ 提出書類 以下の書類を提出してください。

（ア）企画提案書（様式1）

※企画提案書については、様式1のほか任意様式による補足資料の提出を認めます。

（イ）見積書（任意様式）

（ウ）法人等概要書（別添2）

※共同体として応募する場合は、構成員すべての者について提出してください。

（エ）行政機関等からの業務受託実績書（別添3）

（オ）SDGsへの取り組み状況（別添4）

（カ）その他、企画提案内容の説明に必要な資料

- ウ 提出部数
10部（正本1部、副本9部）
 - エ 提出方法
農村振興課まで持参又は郵送により提出してください。
持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」または「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。
※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
 - オ その他
プロポーザル評価会議において、上記イの提出書類のみを使用してプレゼンテーションを実施していただきます。
- (6) 参加に際しての留意事項
- ア 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とし、又は当該プロポーザル参加者に係る評価を無効となります。
(ア) 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
(イ) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
(ウ) 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
(エ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
(オ) 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
(カ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
(キ) 公募要領に反すると認められる場合
(ク) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
(ケ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - イ 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
 - ウ 複数提案の禁止
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
 - エ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
 - オ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
 - カ 費用負担
企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
 - キ その他
(ア) 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
(イ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
(ウ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、令和6年3月19日（火）午後5時15分までに、辞退届（様式自由）を農村振興課まで持参又は郵送により申し出てください。
- (7) 見積書作成に当たっての注意事項
- ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

- 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きしてください。
- イ 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。
- ウ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の購入に係る経費については、県の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）
- エ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。
- (8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項
岐阜県農政部農村振興課農村企画係
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
TEL：058-272-1111（内線4176）
FAX：058-278-2698
電子メールアドレス：c11427@pref.gifu.lg.jp
- (注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。
- (注意2) メール送信の際は、件名に『岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託』と記したうえで送信してください。

第4 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 日時・場所

後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します

(2) 企画提案の所要時間（1提案者あたり）

プレゼンテーション 20分以内

評価会議構成員からの質疑 15分程度

(3) 注意事項

ア 評価会議への出席は2名までとします。

イ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

ウ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

エ プレゼンテーションは、第3の3(5)イの提出書類のみを使用することとし、評価会議の場で新たな資料を配布したり、スライド機材等を使用したりすることはできません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の決定

(1) 上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、審議のうえ選定します。

- (2) 構成員毎に評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付け、各構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とします。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	…
順位点	1	2	3	4	5	…

- (3) 各構成員の評価点数の合計が満点の60パーセントに満たない（SDGsへの取組みの配点以外）提案者は、選定の対象としません。
- (4) 各構成員の過半数が、審査基準の同一審査項目及び評価内容について、配点基準の最低点を付した提案者は、選定の対象としません（SDGsへの取組みの配点以外）。
- (5) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、原則として、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。
- (6) 順位点合計の最も低い且つ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。
- (7) 提案者が1者のみの場合には、各構成員の評価点の合計が満点の60パーセント以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60パーセント未満の場合には再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、以下の項目を県のホームページで公表するとともに、最優秀提案者として選定されたかどうかについて、参加者に文書により通知します。

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称、評価点、価格点及び提案金額
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順）（価格点及び提案金額を含む。名称と評価点、価格点の対応関係は明らかにしません。）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
なお、応募者が2者の場合、(3)は公表しません。
また、契約締結後、県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額等を公表します。

第5 契約についての留意事項

県は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県と最優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行います。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

業務の実施にあたっては関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の解除ができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

1 契約候補者が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」または「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

2 契約の締結に当たっては、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書（別紙3）」を提出してください。

第9 問い合わせ先

岐阜県農政部農村振興課農村企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL：058-272-1111（内線4176）

FAX：058-278-2698

電子メールアドレス：c11427@pref.gifu.lg.jp

別表

岐阜県の農村の魅力発信に向けた動画制作等業務委託
評価項目及び評価基準

評価項目及び評価内容	配点				
	大変優秀	優秀	良い	やや良い	普通
1 提案内容の有効性及び実現可能性 (80点満点)					
(1) 事業趣旨・背景の理解度 棚田など美しい景観や伝統文化、これらを活かした農林漁業体験などの本県の農村の魅力、及び本県のグリーンツーリズムや農泊などの都市農村交流促進に向けた取組みを十分理解したうえでの提案となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(2) 委託業務実施内容について					
①PR動画の企画・制作能力 ・コンセプトや構成等は、本県の農村のイメージを高め、農村で過ごす快適さや楽しさを効果的に発信できる提案となっているか。 ・撮影方法や演出等は効果的で、具体的かつ実現可能なものであり、本県の農村で過ごす快適さや楽しさを視聴者に十分伝えられる提案となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
②ショートPR動画の企画・制作能力 ・コンセプトや構成等は、四季折々の農村風景や季節の行事など、時期ごとに異なる本県の農村の魅力をタイムリーに発信できる提案となっているか。 ・演出等は効果的で、具体的かつ実現可能なものであり、時期ごとに異なる本県の農村の魅力を視聴者に十分伝えられる提案となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
③ガイドブックの企画・制作能力 ・コンセプトや誌面構成等は、本県の農村のイメージを高め、農村で過ごす快適さや楽しさを効果的に発信できる提案となっているか。 ・表紙及び内容のデザインやレイアウト等は、外国人も意識した質の高いものであり、かつ農村で過ごす快適さや楽しさを効果的に発信できる提案となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
④メディアを活用した情報拡散の企画・実施能力 ・活用するメディアの種類、組合せ、活用手法は、農村で過ごす快適さや楽しさを効果的に発信できる提案となっているか	10点	8点	6点	4点	2点
2 事業を適正かつ確実に実施する能力 (40点満点)					
(1) 事業実施の能力 類似事業あるいは関連事業の実績を有し、知識、ノウハウ、経験等を活かせることが期待できるか。	20点	16点	12点	8点	4点
(2) 事業実施体制 事業を実施する上で必要な人員が確保されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(3) 事業費の妥当性 事業費の積算は、事業を実施するうえで、使途や金額が妥当なものとなっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(4) SDGsへの取り組み 「環境面の取り組み」(1点)「社会面の取り組み」(1点) 「経済面の取り組み」(1点)といったSDGsの三側面への取り組みがなされているか。 ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。(1点) ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」に登録されているか。(2点)					5点 (5点満点)
計					120点満点